

交流センターの利用について

- 1 交流センターを使用しようとするときは、使用日の2か月前から前日まで
に使用したい交流センターへ申請書を提出し、使用料を納入してください。
使用時間は、準備や片付けの時間も含めて申請してください。原則として、
同一使用者が連続して4日以上使用することはできません。
- 2 休館日は12月28日から翌年1月4日までです。そのほか、施設の管理上休
館とすることがあります。
- 3 使用料の減免を受けようとするときは、申請書に減免理由を記入してくだ
さい。減免対象となるものは次のとおりです。
 - (1) 全額免除となるもの
 - ・北上市が主催する事業に使用するとき
 - ・市内の保育所、幼稚園、小学校又は中学校が教育又は保育活動のために
使用するとき
(公立・私立は問わない。認可外保育所、学童保育所を含む)
 - ・各交流センターの対象地域住民がコミュニティ活動に使用するとき
 - ・市内のスポーツ少年団や子ども会などの少年団体が使用するとき（団
体が中学生以下の場合）
 - ・市内に居住する障がい者及び障がい者で構成する団体が使用するとき
 - (2) 5割免除となるもの
 - ・北上市が共催する事業に使用するとき
 - ・市内の高等学校及び専門学校等が教育活動のために使用するとき
 - ・北上市教育委員会が認める社会教育関係団体が社会教育活動に使用す
るとき
 - ・その他、市長が別に定める市内の団体が公共又は公益を目的とした活動
に使用するとき
- 4 使用を変更、又は中止する場合は、すみやかに許可を受けた交流センター
へ申し出てください。
- 5 施設の使用時には、次のことに注意してください。
 - (1) 使用後は必ず施設内の整理整頓及び清掃をすること。
 - (2) 備品や施設等を破損したときには、すみやかに届け出ること。
 - (3) 喫煙は指定された場所で行うこと。
 - (4) 許可された使用場所以外には立ち入らないこと。
 - (5) その他許可条件を厳守すること。そのほか、交流センターによって留意事項などがありますので、事前に確
認してください。
- 6 禁止事項
 - (1) 許可を受けずに物品の販売などの商行為を行うこと。
 - (2) 許可を受けずに印刷物やポスターを掲示、配布すること。